

「第4回政府間化学物質安全性フォーラム（第4回フォーラム）」の結果概要

1 概要

「第4回政府間化学物質安全性フォーラム（第4回フォーラム）」が、2003年11月1日～11月7日にかけて、世界各国・地域、国際機関（世界保健機関（WHO）、国連環境計画（UNEP）、経済協力開発機構（OECD）等）、非政府組織（NGO）等から600名以上の参加を受け、「途上国や子供等影響を受けやすい世界における化学物質の安全性」をテーマとして、バンコク（タイ）の国連会議場において開催された。

〔参考：政府間化学物質安全性フォーラム（IFCS）〕

- ・ 1992年リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）により採択された行動計画「アジェンダ21」の第19章「化学物質の環境適正管理と不法流通の防止」の実施を促進するため、1994年、国連、国連専門機関あるいはIAEA（国際原子力機関）のいずれかに加盟する政府で構成される政府間のフォーラム「Intergovernmental Forum on Chemical Safety」として発足。
- ・ 1994年に第1回フォーラムがストックホルム（スウェーデン）において開催され、以降「フォーラム」は3年毎に開催されてきている（第2回フォーラム：オタワ（カナダ）、第3回フォーラム：バイア州サルバドル（ブラジル））。

第4回フォーラムでは、主として以下の事項について議論され、決定文書が採択された。

- ハザード・データの生成と利用可能性
- 急性毒性を有する駆除剤 - リスクの管理と削減
- キャパシティ・ビルディング
 - ◇ キャパシティ・ビルディング援助
 - ◇ 化学物質安全政策を行う国々の間に広がる較差の取扱
- 有害・危険な製品の違法な国際移動の防止
- 子供と化学物質安全
- 労働安全衛生
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）

次回、第5回フォーラムは、ブダペスト（ハンガリー）において、2006年後半に開催されることとなった。

また、新議長には、タイの Dr. Suwit 氏が選出されたほか、アジア太平洋地域副議長国はフィリピンが務めることとなった。

2 採択された決定文書の概要

1. ハザード・データの作成と利用可能性

すべての市販化学物質について、適切なハザード情報の公共への提供

- ・その他の情報についても、公共の知る権利と企業秘密保護とのバランスに基づき入手可能とされるべき
- ・動物実験の削減にも留意

政府は、産業界及び関係者と協力して、高生産量でない化学物質について製造・輸入量目録や重大な暴露の情報収集により、情報整備優先順位を設定

政府は、タイムリーなハザード情報生成を促進

OECD は、産業界及び利害関係者並びに非 OECD メンバー国と協力して、以下について検討

- 1) 無料の国際ハザード情報データベースのための詳細なプログラムの創設
- 2) 高生産量化学物質のハザード情報を、如何に産業界が利害関係者と協力して整備し提供するかという計画についての合意
- 3) ハザード情報の整備に関して、政府及び産業界の役割、責任、責務に関するガイドラインの制定
- 4) ハザード情報のための整合化されたデータ様式の用意
- 5) 高生産量でないが、懸念のある化学物質の簡易評価ための情報要求項目についての段階的アプローチの勧告の制定
- 6) 生産量によらない優先順位付け方法の模索

国際化学物質安全性計画 (IPCS) と OECD は、ハザード・リスク評価のための用語を整合化

IPCS は、ヒト観察による臨床及び暴露データの収集・提供・使用のためのガイダンス及びメカニズムの開発を促進

政府、IGO、NGO 及び産業界は、ハザード情報を提供するためのツールとしてのインターネットの使用を奨励 (既存のデータベースを用い、無料にする)

2. 急性毒性を有する駆除剤

< 政策 >

関連する国際的合意事項 (PIC 条約等) の実施

国内での開発協力戦略において害虫・駆除剤管理を優先

駆除剤の内在的な有害性やその地域での暴露、使用状況に基づく国内の政策決定等

< 規制 >

統合された害虫管理及び代替手法に係る研究の促進、使用状況に適した駆除剤

使用

WHO の 1a、1b に分類されるような、特に有害な急性毒性を有する駆除剤についてはその使用と入手を禁止又は制限

急性毒性を有する駆除剤を、よりリスクの低い駆除剤又は化学物質ではない管理手法に代替

製品の表示において安全性や使用に関する明確な情報が記載されることの確保
適切な器具や容器・包装のデザインに関する適切な基準、器具の使用に関するガイダンスや維持管理手法の促進

容器を義務又は自主的に回収できる効率的な手法の開発

中毒事故の包括的監視・報告システムの創設又は強化

駆除剤の在庫の蓄積の回避、廃駆除剤の国際合意に基づく最新技術による処分等

<コミュニケーション>

PIC 条約等を活用し、駆除剤に関する情報及びより安全な害虫管理の代替手法についての情報へのアクセスの改善

公共及び地域社会に適切な教育・訓練等の拡充

駆除剤のリスク削減プログラム及び代替手法の有効性の評価及び有効な成果の普及 等

3. キャパシティ・ビルディング

3.1 キャパシティ・ビルディング援助

国際開発支援機関（UNDP、世界銀行等）との対話を促進し、化学物質安全性の問題を貧困削減戦略や持続的開発戦略、その他の関連活動（水・廃棄物管理、健康、農業、貿易）に統合

すべての政府が化学物質の安全政策を開発協力活動に統合し、国際機関及び政府間組織（IGO）において化学物質安全性問題を促進

民間セクターと市民社会は、以上の活動に積極的に参加

政府、NGO 及び IGO は、化学物質関連の勧告を考慮

FSC は、活動の結果について第 5 回フォーラムに報告

3.2 化学物質安全政策を行う国々の間に広がる較差の取扱

化学物質安全政策を行う国々の間に広がる較差の解決策を検討するため、特別専門家グループを設置。当該グループでは、解決策検討のために例えば次のようなシステムについて考慮

- 化学物質安全政策を実施するに当たって困難に直面している国のリスト化
- 援助を必要としている国のキャパシティ及び要望内容の評価
- 当該国の調査の実施
- 可能であれば当該国への訪問
- 提案の作成

政府、NGO 及び IGO 等は、適切な化学物質管理のために十分な量の資金的資源及び技術的支援を用意

FSC は、定期会合で当該システムの実施状況を見直し、第 5 回フォーラムに報告

4 . 有害・危険な製品の違法な国際移動の防止

UNEP は、有害で危険な製品の違法な国際移動の防止を推進

政府及び関係機関は、可能であれば技術的・資金的支援を提供

化学物質の適正管理のための機関間プログラム (IOMC) 参加機関、特に UNEP 理事会では、有害・危険製品の違法な国際移動の防止のための決定の採択を考慮

UNEP は、決定について第 5 回フォーラムに報告

世界関税機関 (WCO) は、当該活動に参加

5 . 子供と化学物質安全

政府は、利害関係者と協議して、子供の健康と化学物質の安全について初期評価を実施 (優先事項が同定され、行動計画策定の基礎となる。) し、進捗を第 5 回フォーラムに報告 (WHO による支援)

政府は、利害関係者の協力を得て、子供の健康に関する教育・訓練を実施

政府等は、リスクが同定された場合には、リスク防止・削減に取り組む

政府及び利害関係者は、データ収集、研究、規制等を促進し、第 5 回フォーラムに報告

政府は、化学物質に関する受容可能レベル・基準の策定に当たっては、子供の脆弱さ等を考慮

WHO は、研究機関等と協力して、国家的及び国際的協力による本分野の研究を支援するためのメカニズムを開発

政府及び利害関係者は、化学物質のリスクから子供を保護するための方策について、情報を共有 (WHO は、会議を開催し、データ収集、情報提供のためのメカニズムを検討) 等

6 . 労働安全衛生

プログラム領域 A - 化学物質リスクの国際評価の発展と加速

・労働環境における化学物質リスクの国際評価のためのデータの報告、収集の改善

- 労働環境データの記録、収集、分析のための、適切な基準等の開発、実行
- 労働環境モニタリング及び労働者の入念な臨床調査のための、適切な施策の開発、強化
- 労働環境データの記録のための、調和されたデータ要素の開発
データ収集の促進 (データ要素からは、特定の労働者、職場又は雇い主を

突き止めることができないことを確保)

- 労働環境データの報告、記録、収集及び評価に際しての、政労使の役割、責任の構築

プログラム領域B - 化学物質の分類と表示の調和

- ・労働環境における GHS 実施の協力
 - 労働環境における効果的な GHS 実施のために必要な、利用可能な援助、ガイダンス等の開発、実行
 - ILO の労働安全プログラムの統合された構成要素として、GHS 要素を内包
 - GHS 実行に際しての、政労使の役割、責任の構築

プログラム領域C - 毒性を有する化学物質及び化学物質リスクの情報交換

- ・労働環境における化学物質の安全性に関する「労働者の知る権利」及び健康並びに安全に関する措置に関する「決定に参加する権利」の強化
 - 労働環境における化学物質の国際的に評価された情報源を開発及び更新する手段の構築
 - 労働環境における化学物質情報を関係者が容易に入手できるようにすること
 - 化学物質安全情報の共有、交換、提供に係る、ILO 及び WHO の情報網の強化
 - 信頼できる情報源による労働環境における化学物質情報の、ふさわしい形式と言語での開発及び更新の促進
 - ILO 条約 170、174 及び 184 の批准及び実施を含む、国内労働安全プログラムの確立の促進
 - 有害物質に関する ILO 条約の拡大、更新のための新たなメカニズムの創設による、労働環境における化学物質の安全使用に係る統合されたアプローチの実施
 - 国内及び国際的レベルにおける社会的パートナーとの間の、及び公共メディアを通じた、化学物質の安全性に関する情報の普及の強化
 - 公式、非公式を問わず、労働者の知る権利の重要性の強調

プログラム領域D - リスク削減プログラムの設立

- ・ILO 労働安全基準の更新と実行
 - 労働環境における適切な化学物質管理を推進する助けとなる、ILO 条約及び補足的な合意文書の、開発、強化、更新及び実施の促進
 - 労働環境における化学物質安全のためのリスク削減プログラムの取組みにおいて、中小企業の労働者、移住労働者、自営業者、賃金労働者並びに子供、若者、女性及び高齢者を含む影響を受けやすい人々のニーズに特別の注意を払う
 - 化学物質の安全使用に特別の注意を払う、労働安全衛生管理システムに関する ILO ガイドラインの実施
 - ILO 国内労働安全プログラム（必須要素として、化学物質の安全な使用を含む）の実施
 - 農業や保健領域を含む、化学物質が扱われている労働環境のすべての範囲

- を網羅する、労働者及び公衆の健康を守るための規制の制定、強化
 - 違法労働及び違法移民の問題に関連する化学物質安全への取組
 - 予防取組を押し上げるための前必要条件として、化学物質の取扱いによる、健康及び環境影響評価のシステムを開発し、それを労働安全及び健康プログラムに組み入れる
 - 地方における、直接、間接的な駆除剤の使用、適用に係るすべての人々への必要な訓練及びキャパシティーの促進
 - 特に危険な殺虫剤の使用を防ぐために、先住種族の人々の労働条件に係るILO条約169の方策を適用
 - 保険や補償制度の拡充によるリスク削減プログラムの強化
- プログラム領域E - 化学物質管理のための、国内能力の強化
- ・ 労働環境における化学物質安全に係る行動に責任のある組織におけるキャパシティー・ビルディング需要の認識
 - 労働環境における化学物質安全に係る活動に責任のある組織の、特定の要求及びニーズの確認
 - 政府の労働安全衛生政策に、防止手段の明確な強調を伴う化学物質管理に関する特別な領域を含める
 - すべての労働環境における化学物質のリスク要因の同定、評価、管理を強調する統合されたプログラムの開発
 - 化学物質の労働安全衛生に関連する功を奏した、経験及び事業に関する情報交換の促進
 - 発展途上国及び移行経済国における、特にキャパシティー・ビルディングを目的とする国際協調プログラムの強化

7. 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)

2004年未までに、国連訓練・調査研究所 (UNITAR) /ILO は、訓練や他のキャパシティー・ビルディング活動を支援するため GHS の専門家のリストを作成 持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD) の GHS パートナーシップに、以下を目指すことを奨励

- 2004年未までに、GHS に関する意識向上、キャパシティー・ビルディング ガイダンスと訓練資材を準備し、パイロット試験を実施し、結果を国連 小委員会において承認を得る
- 2005年未までに、少なくとも2地域において GHS の検討会を開催し、 実施戦略を準備
- 2006年未までに、少なくとも IFCS 地域ごとに2つ、国の GHS 状況分 析、行動計画作成・実施を完成し評価

各国 (EU) 、ドナー機関、多国間資金提供機関及び関係者は、十分な資金・技 術リソースを得られるようにする

FSC は、この行動計画を国連 GHS 小委員会に提出し、進捗状況を第5回フォ

3 その他 (SAICM PrepCom)

前記の議題の他、第1回国際化学物質管理のための戦略的アプローチ予備会合 (SAICM PrepCom) における議論を加速化させるため、バイア宣言及び2000年以降の優先行動計画の実施に係る較差の同定や、戦略的アプローチに必要な今後の予定等に関して議論され、意見が集積された。

〔参考：国際化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM)〕

- ・ 2002年2月、UNEP第7回管理理事会特別会合において、IFCS等関連国際機関と連携して、SAICMを作成することが合意され、また、同年8月に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)」において、2020年までに化学物質による人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化することを達成すべく、2005年までにSAICMを更に発展させること、また、そのためにUNEP、IFCS及び化学物質の管理に携わるその他の国際機関が、適切な形で協力するよう促すことが、政治的に合意された。

(了)